

改正	平成6年3月31日規則第115号	平成7年3月31日規則第58号
	平成11年12月28日規則第93号	平成12年3月31日規則第50号
	平成17年3月4日規則第22号	平成17年12月27日規則第166号
	平成20年3月31日規則第31号	平成22年3月30日規則第41号
	平成22年12月28日規則第114号	平成29年3月31日規則第60号
	令和元年6月25日規則第15号	令和2年5月29日規則第54号

神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則をここに公布する。

神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

（事務の委任）

第1条 神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年神奈川県条例第36号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務は、保健福祉事務所に委任する。

- （1） 条例第16条の規定により、必要な報告を求めること。
- （2） 条例第17条第1項の規定により、職員に、所管区域に置かれた営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させること。

一部改正〔平成20年規則31号・令和2年54号〕

（登録申請書等）

第2条 条例第3条第1項に規定する申請書は、浄化槽保守点検業者登録申請書（第1号様式）とする。

2 条例第3条第2項第5号に規定する書類及び図面は、次に掲げる書類及び図面とする。

- （1） 条例第2条第1項の登録を受けようとする者の住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）
- （2） 浄化槽の保守点検結果を記録する書類
- （3） 浄化槽の保守点検に従事する者の氏名及び担当区域並びにその者が浄化槽管理士の資格を有する場合にはその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号を記載した書類
- （4） 条例第6条第1項第3号に規定する器具の保管場所及び保管状態を明らかにする図面
- （5） 営業所の付近の見取図

一部改正〔平成17年規則22号・令和2年54号〕

（浄化槽の保守点検器具）

第3条 条例第6条第1項第3号に規定する器具は、次に掲げる器具とする。

- （1） 水平器
- （2） 汚泥沈殿率測定器具
- （3） スカム厚測定器具
- （4） 汚泥厚測定器具
- （5） 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める器具

一部改正〔平成22年規則114号・令和2年54号〕

（浄化槽管理士の資質の向上のための研修）

第4条 条例第6条第2項に規定する研修（以下この条及び第8条第5号において「研修」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- （1） 知事又は研修を適切に実施することができる者として知事が指定する者が実施するものであること。
- （2） 次に掲げる項目を受講させるものであること。
 - ア 浄化槽行政の動向
 - イ 浄化槽の構造及び機能
 - ウ 浄化槽の保守点検及び清掃

エ 県内の浄化槽に関する情報
追加〔令和2年規則54号〕

(変更登録)

第5条 条例第8条第1項に規定する変更の登録の申請は、浄化槽保守点検業者登録事項変更登録申請書(第2号様式)により行わなければならない。

一部改正〔令和2年規則54号〕

(変更届)

第6条 条例第9条に規定する変更の届出は、浄化槽保守点検業者登録事項等変更届(第3号様式)により行わなければならない。

一部改正〔平成22年規則114号・令和2年54号〕

(廃業(廃止)届)

第7条 条例第10条に規定する届出は、浄化槽保守点検業廃業(廃止)届(第4号様式)により行わなければならない。

一部改正〔令和2年規則54号〕

(帳簿の記載事項)

第8条 条例第15条に規定する帳簿の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
- (2) 浄化槽の設置場所並びに設置されている建築物の名称及び用途
- (3) 浄化槽の処理方式及び処理対象人員
- (4) 浄化槽の保守点検を行つた年月日、内容及び浄化槽管理士の氏名
- (5) 研修を受講した浄化槽管理士の氏名及び受講した年月日

一部改正〔令和2年規則54号〕

(身分証明書)

第9条 条例第17条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、第5号様式とする。

一部改正〔令和2年規則54号〕

(書類の経由)

第10条 浄化槽保守点検業を営もうとする者が、条例の規定により知事に提出する書類は、その者が、県の区域(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の区域を除く。)内で主として浄化槽の保守点検の業務を行おうとする区域を所管する保健福祉事務所長を経由しなければならない。

2 条例の規定により知事に提出する書類(前項に規定する書類を除く。)は、当該営業に係る同項に規定する書類を経由した保健福祉事務所長を経由しなければならない。

一部改正〔平成12年規則50号・17年166号・20年31号・22年41号・29年60号・令和2年54号〕

附 則

この規則は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則(平成6年3月31日規則第115号)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の規定による証票等は、この規則による改正後の各規則による証票等とみなす。

附 則(平成7年3月31日規則第58号)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成11年12月28日規則第93号)

- 1 この規則は、平成12年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成12年 3月31日規則第50号）

- 1 この規則は、平成12年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則第 9 条第 1 項の規定により、浄化槽保守点検区域に相模原市の区域を除いた区域を含む書類を神奈川県相模原保健所長を経由して知事に提出した場合の相模原市の区域を除いた区域に係る書類の経由については、改正後の第 9 条第 2 項の規定は適用しない。

附 則（平成17年 3月 4日規則第22号）

この規則は、平成17年 3月 7日から施行する。

附 則（平成17年12月27日規則第166号）

- 1 この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。
- 2 第 6 条の規定による改正前の神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則第 9 条第 1 項の規定により、浄化槽保守点検区域に藤沢市の区域を除いた区域を含む書類を神奈川県藤沢保健所長を経由して知事に提出した場合の藤沢市の区域を除いた区域に係る書類の経由については、神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則第 9 条第 2 項の規定は適用しない。

附 則（平成20年 3月31日規則第31号）

- 1 この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成22年 3月30日規則第41号）

この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則（平成22年12月28日規則第114号）

- 1 この規則は、平成23年 4月 1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成29年 3月31日規則第60号）

- 1 この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 2 改正前の第 9 条第 1 項の規定により神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所長を経由して書類を提出した営業に係る知事に提出する書類については、同条第 2 項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に提出する場合にあっては当該書類を提出する者が県の区域（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の区域を除く。）内で主として浄化槽の保守点検を行う区域を所管する保健福祉事務所長を、それ以外の場合にあっては同日以後最初に提出した書類を経由した保健福祉事務所長を経由しなければならない。

附 則（令和元年 6月25日規則第15号）

この規則は、令和元年 7月 1日から施行する。

附 則（令和 2年 5月29日規則第54号）

- 1 この規則は、令和 2年 6月 1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

浄化槽保守点検業者登録申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所 （法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）
氏 名

電話番号

神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第1項の登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

営 業 所	名 称		
	所在地		
※法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名			
浄化槽保守点検業を行おうとする区域をその区域に含む市町村の名称			

備考 ※印の欄に全員を記入できない場合は、別紙に記入してください。

一部改正〔平成6年規則115号・7年58号・11年93号・22年114号・令和元年15号〕

浄化槽保守点検業者登録事項変更登録申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所 （法人にあつては、所
氏 名 （在地、名称及び代表
者の氏名）

電話番号

神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第8条第1項の変更の登録を受けた
いので、申請します。

登録番号		第 号	登録年月日	年 月 日
変更 内容	変更事項			
	変更前			
	変更後			
変更年月日		年 月 日		
変更理由				

一部改正〔平成6年規則115号・7年58号・11年93号・令和元年15号・2年54号〕

浄化槽保守点検業者登録事項変更登録申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所 （法人にあつては、所
氏 名 （在地、名称及び代表
者の氏名

電話番号

神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第8条第1項の変更の登録を受けた
いので、申請します。

登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日
変更内容	変更事項		
	変更前		
	変更後		
変更年月日	年 月 日		
変更理由			

一部改正〔平成6年規則115号・7年58号・11年93号・22年114号・令和元年15号・2年54号〕

浄化槽保守点検業廃業（廃止）届

年 月 日

神奈川県知事 殿

届出者 住 所 （法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）
氏 名


電話番号

次のとおり廃業（廃止）しましたので、神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第10条の規定により届け出ます。

登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日
廃業（廃止）年月日		年 月 日	
廃業（廃止）の理由	1 死亡 2 合併による法人の消滅 3 破産手続開始の決定による法人の解散 4 2及び3以外の事由による法人の解散 5 廃止		
浄化槽保守点検業者と届出人との関係	1 相続人 2 役員であつた者 3 破産管財人 4 清算人 5 本人又は法人の役員		

備考 廃業（廃止）の理由の欄及び浄化槽保守点検業者と届出人との関係の欄は、該当する数字を○で囲んでください。

一部改正〔平成6年規則115号・7年58号・11年93号・令和元年15号・2年54号〕

第 号	
	立 入 検 査 証
	氏 名
	生年月日 年 月 日
上記の者は、神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第17条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。	
年 月 日	
	神奈川県知事 関
	年 月 日発行
	年 月 日限り有効

（裏）

神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（抜粋） （立入検査）
第17条 知事は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
2 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

一部改正〔平成20年規則31号・令和2年54号〕